

平成26年4月28日

経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課
パブリックコメント担当

御中

「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な
指針」改正案に対する意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

(通称 NACS)

消費者提言特別委員会

〒152-0031東京都目黒区中根2丁目13番18号

第百生命都立大学駅前ビル

電話03-3718-4678 (代) fax03-3718-4015

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

当協会は設立26年になりますが、発足当時から大きな活動の一つとして「ウィーク
エンド・テレホン」と銘打ち、行政の消費者相談が休みとなる土曜日・日曜日に全国か
ら電話による消費者相談を受けてきました。個別救済はもとより、その相談に内在する
消費者被害を惹起する法的不備、あるべき規制の問題等について建設的意見を表明し、
消費者法改正や規制強化に寄与してきた実績をもちます。複雑化する消費者被害は事業
者と消費者の間の情報の質・量の格差、交渉力の格差により必然的に起こりうる問題で
あるが故に、暮らしの安全・安心を構築するためには常に国には具体的な政策展開を求
め、事業者には必要な制度整備を要請してきたものです。

この度、経済産業省及び農林水産省は、「商品先物取引法施行規則」及び「商品先
物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案を公表しました。

この改正案に対して市民・消費者並びに消費者相談現場から意見を申し述べます。

記

1. 意見の趣旨

商品先物取引法が適用される個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招
請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定（第102条の2）を大
幅に緩和する施行規則改正案に強く反対します。

2. 意見の理由

商品先物取引に関しては、長年苦情トラブルが絶えず、深刻な被害を出したことから、国内商品先物取引は平成16年の商品取引所法の改正によって販売勧誘規制が強化されました。さらに、平成23年より商品先物取引法が改正・施行（商品取引所法から名称も変更）となり、トラブルが多かった海外商品先物取引や取引所外取引も許可制の対象になるなど参入規制が強化されるとともに、不招請勧誘の禁止が導入されたため、近年の苦情相談件数は平成21、22年度の約3,600件から平成23年度には1,510件、平成24年は900件にまで激減しました（消費者委員会平成25年11月12日付け意見書）。これは法改正の最大の成果と言えます。それにもかかわらずこの度、経済産業省及び農林水産省が、商品先物取引の出来高が減少していることを理由に、不招請勧誘禁止規制を改正案のように大幅緩和するのは、事実上70歳未満の消費者に対する商品先物取引業者による電話・訪問勧誘を解禁しようとするものであり、これは社会問題化してきた古いビジネスモデルを再び活性化させ、高齢者の生活資金や、消費者の生活基盤である預貯金を極めてリスクの高い投資に向かわせ、同時に、詐欺的投資勧誘を行おうとする悪質な事業者が格好のツールを提供する結果となります。したがって、改正案が実施されれば、再び商品先物取引被害が社会問題化する危険性が極めて高く、市場の活性化どころか、市場の衰退をもたらすことは十分予測できます。

① 商品先物取引に係る消費生活相談の半数以上は70歳未満の契約者

改正案は、商品先物取引法施行規則第102条の2を改正することにより、7日間の熟慮期間を設けること等の条件の下で、70歳未満の消費者への電話・訪問勧誘による取引を幅広く認めるとともに、自社以外とのハイリスク取引の経験者に対する勧誘を認めるという内容となっています。しかし、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）における商品先物取引に係る消費生活相談件数（2011年度～2013年累計）の半数以上は70歳未満の契約者についてのものであることが示すように、改正案を認めることは商品先物取引の不招請勧誘禁止規制を大幅に緩和し、解禁するに等しいものです。

② 7日間の熟慮期間の設定は有効に機能しない

改正案による7日間の熟慮期間の設定は、商品先物取引勧誘の局面において、とりわけ高齢者を含め複雑でハイリスク・ハイリターンな取引に不慣れた消費者の保護には、ほとんど機能しないものであることにも留意する必要があります。

この制度は、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」（昭和58年1月施行。以下、「海先法」という）の第8条に14日間の熟慮期間として設けられていたものですが、「熟慮期間」は、特定商取引法等の「クーリング・オフ」とは、その効果を大きく異にする制度です。すなわち、商品先物取引の契約は、取引に係わるルール全般に関する基本契約と、基本契約に基づいてなされる個々の売買取引という構成にな

っているところ、「クーリング・オフ」は、一定期間に全契約を解消することを可能にした制度であり、これに対して「熟慮期間」は、基本契約の効力には影響を及ぼさず、単に、熟慮期間内に行われた個別の売買取引についてのみ自己の計算としないことを可能とするにとどまるものです。商品先物取引は、基本契約の締結後、相当の期間にわたって多数回の取引を次々と勧誘されて行われるものですから、当初の7日間に行われた取引についてのみ自己の計算としないというだけでは、「クーリング・オフ」のような効果はまったく期待できないと思われます。

③ 信頼される健全な市場経済に不招請勧誘禁止規制はむしろ必要

今回の改正案の提示は、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえた不招請勧誘禁止等に関する見直しとのことですが、健全な市場経済は不招請勧誘禁止規制があったとしてもなんら阻害されるものではなく、むしろ消費者に信頼される市場として活性化すら期待されるものと思われま

す。以上の観点から当協会（NACS）は、個人顧客の保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような今回の商品先物取引施行規則第102条の2の改正案には強く反対いたします。

以上